

きのこ食中毒注意報の発令について

今シーズン、有毒きのこによる食中毒が5件発生し、発令の基準を満たしたことから、「きのこ食中毒注意報」を発令しました。

山形県は、平成24年、25年、26年ときのこ食中毒の発生件数が最も多い県となっており、今後も、ツキヨタケ等の有毒きのこによる食中毒が発生するおそれがあることから、県民に対してきのこ食中毒について強く注意を促すこととしましたので、下記について県民に周知くださるようお願いいたします。

1 発令期間

平成27年10月14日(水)～平成27年11月3日(火)

2 注意事項

- (1) 知らないきのこや不安を感じるきのこは採取しないこと。
- (2) 食べられるきのこに似た有毒きのこが混在することがあるので、十分注意すること。
- (3) 食べられるきのこに思って持ち帰っても、調理前にもう一度十分確認すること。
- (4) 安易なおすそ分けはしないこと。
- (5) 「虫が食べたきのこは食べられる」「縦に裂けると食べられる」「塩漬けにすると食べられる」などの言い伝えは俗説であり、信じないこと。
- (6) 本県ではツキヨタケによる食中毒が多く発生しており、ツキヨタケは、根元を裂くと柄(石づき)の中心部に黒色のシミがみられる(ただし、まれに、シミがわかりにくいものがある)。ヒラタケ、ムキタケ、シイタケなどと類似し、混じって生えていることがあるので十分に注意すること。

3 きのこ食中毒発生状況

27年県内事件概要

	発生日	市町村	原因きのこ	患者数	原因施設
1	9月13日	酒田市	クラウラベニタケ	1	家庭
2	9月15日	真室川町	クサウラベニタケ	1	家庭
3	9月22日	長井市	ツキヨタケ	4	家庭
4	10月2日	最上町	ツキヨタケ	2	家庭
5	10月9日	尾花沢市	ドクササコ	1	家庭

県内きのこ食中毒統計

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数	3	14	6	5	5
患者数	13	46	20	14	9

(平成27年は10月14日現在)

問合せ先
食品安全衛生課 課長補佐 齋藤 立
電話 023-630-2567
[報道監] 危機管理監 白田洋一